



平成 27 年 9 月 24 日

各 位

株式会社メディアシーク

代表取締役社長 西尾 直紀
(コード番号:4824 東証マザーズ)
問合せ先 取締役業務管理部長
根津 康洋
(TEL 03-5423-6600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 24 日開催の取締役会において、定款を一部変更することの承認を求める議案を平成 27 年 10 月 23 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日（定款変更の効力発生日） 平成 27 年 10 月 23 日（金曜日）

2. 定款を変更する理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役²の責任免除）の規定の一部を変更するものがあります。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

3. 定款変更案の内容

変更内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 30 条～第 39 条 (条文省略)	第 30 条～第 39 条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第 40 条 (省略)

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(監査役の責任免除)

第 40 条 (現行どおり)

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

以上